

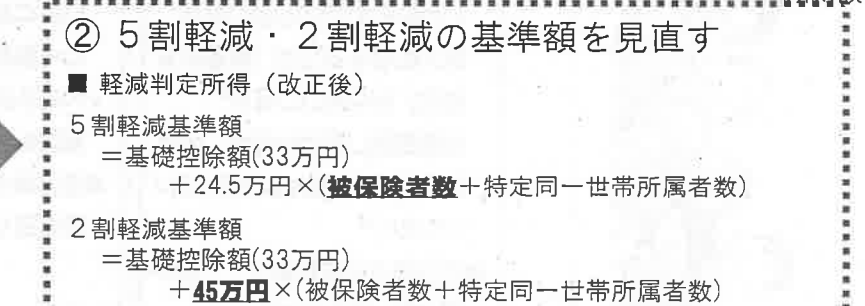
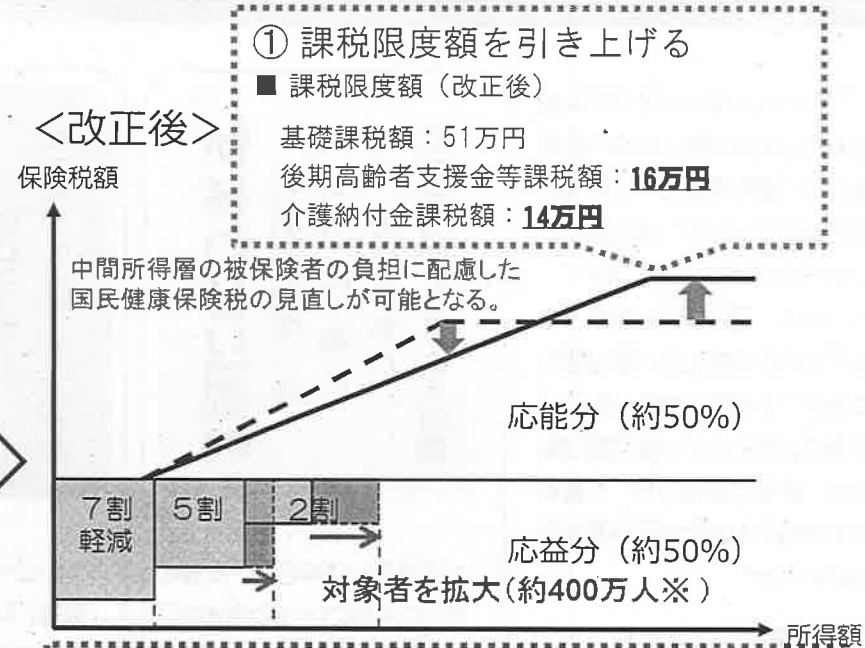
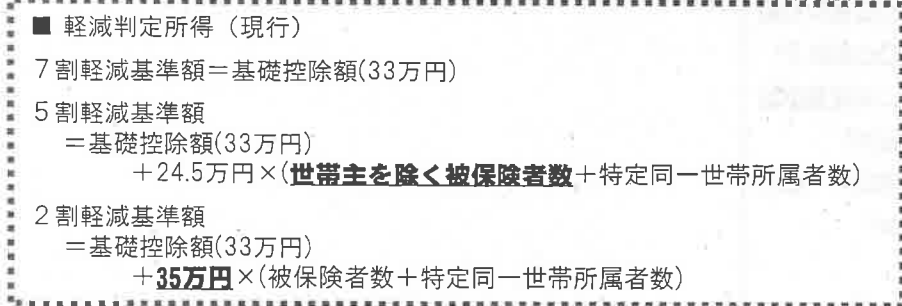
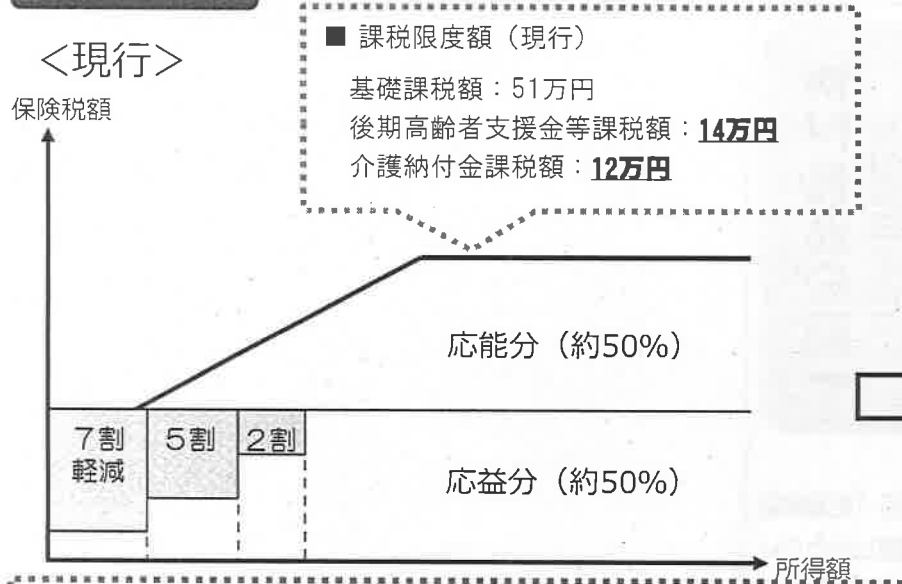
# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充（国民健康保険税）

## 大綱の概要

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円（現行14万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円（現行12万円）に引き上げる。

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ等を行う。

## 改正内容



※国民健康保険料の軽減拡大と合わせた人数

# 4月から70歳になる方が対象

## 医療費自己負担割合は

## 2割になります

問：健康推進課  
☎37-5867

70歳から74歳までの方がお医療機関にかかる時に支払う医療費の自己負担割合は、これまで原則2割のところ、負担軽減のため1割となりました。

これが、国の定めにより、今年4月から段階的に2割に戻されます。平成26年度から新たに70歳になる方から2割負担に戻され、平成31年度には、70歳から74歳の方全員が原則2割負担となります。



■昭和19年4月2日以降  
生まれの方  
70歳～74歳の  
自己負担割合は  
**2割になります**

・2割負担になるのは、70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月から)になります。  
・誕生月の中旬には「高齢受給者証」をお送りします。  
・医療機関にかかる際は、保険証と高齢受給者証を提示してください。

※現役並みの所得者は、一律3割負担となります。

■昭和19年4月1日以前  
生まれの方  
70歳～74歳の  
自己負担割合は  
**1割のままです**

・すでに1割負担の「高齢受給者証」で医療機関にかかってこられた方は、これまでどおり1割負担で変わりません。  
・3月中旬に更新した高齢受給者証をお送りします。

※現役並みの所得者は、一律3割負担となります。